

令和7年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	<p>駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施します。</p> <p>なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。</p>	
活動地域	◎ 最重点地域	
	地 域	重点時間帯
	駅前(中央)地区 JR函館本線以南から北1条以北まで、 西10丁目以東から東3丁目以西まで及びその周辺	5時～22時
	大通(中央)地区 北1条以南から南2条以北まで、 西10丁目以東から東3丁目以西まで及びその周辺	5時～22時
	薄野(中央)地区 南2条以南から南9条以北まで、 西10丁目以東から東3丁目、豊平川左岸通りまで 及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点地域	
	地 域	重点時間帯
	駅前地区 西側 JR函館本線以南から北1条以北まで、 西19丁目以東から西11丁目以西まで及びその周辺 東側 JR函館本線以南から北1条以北、 東4丁目以東から東7丁目以西まで及びその周辺	5時～22時
	大通地区 西側 北1条以南から南2条以北まで 西19丁目以東から西11丁目以西まで及びその周辺 東側 北1条以南から南2条以北まで 東4丁目以東から東7丁目以西まで及びその周辺	5時～22時
	薄野地区 西側 南2条以南から南9条以北まで、西18丁目以東から西 11丁目以西まで及びその周辺 東側 南2条以南から南9条以北まで、東4丁目以東から豊 平川左岸通まで及びその周辺	5時～22時

札幌方面中央警察署